

## 建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成19年5月17日

告示第297号

- 改正 平成22年3月25日告示第149号
- 改正 平成25年2月28日告示第82号
- 改正 平成28年3月24日告示第192号

建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行します。

なお、平成11年4月30日付け長野県告示第316号（法第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定後の工程の指定）は、平成19年6月19日限り廃止します。

- 1 中間検査を行う区域  
長野市、松本市及び上田市の区域を除く県下全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模  
新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次のいずれかに該当するもの
  - ア 主要構造部である柱又は梁の過半を鉄骨造としたもので、階数が3以上又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
  - イ 法別表第1の(1)から(4)までの項の(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、階数が3以上かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- 3 指定する特定工程
  - (1) 鉄骨造にあつては1階の建方工事
  - (2) 鉄骨造以外の構造にあつては2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事
- 4 指定する特定工程後の工程
  - (1) 鉄骨造にあつては、耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他の鉄骨の接合部を隠ぺいする工事
  - (2) 鉄骨造以外の構造にあつては、2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- 5 適用の除外  
法第68条の20の認証型式部材等を有する建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。